

○亀山市審議会等の会議の傍聴に関する要綱

令和2年12月3日

告示第196号

(趣旨)

第1条 この告示は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された審議会等及び市が任意に設置した委員会等（以下「審議会等」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議を傍聴する前に、傍聴申込書（別記様式）を提出しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、会議室の広さ等を考慮して定員を変更することができる。

2 傍聴人の数が定員を超えるときは、先着順とする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を妨げ、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (2) 私語、発言等をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 定められた傍聴席に着席し、みだりに自席を離れないこと。
- (5) 携帯電話等の音を発する機器の着信音等を鳴らさないこと。
- (6) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(録画等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において録画、録音その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴の制限等)

第7条 議長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議に諮り、当該会議の全部又は一部を傍聴させないことができる。

- (1) 亀山市情報公開条例（平成17年亀山市条例第19号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について、調停、審査、諮問、調査等を行うとき。
- (2) 会議の公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想されるとき。

2 傍聴人は、前項の規定により会議を傍聴させない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

3 第1項の規定は、会議の開催前に、あらかじめ、当該会議の全部又は一部を傍聴させないことを決定する場合に準用する。この場合において、同項中「議長」は「審議会等の長」に、「会議」は「審議会等」に読み替えるものとする。

4 審議会等は、前項の規定により会議を傍聴させないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 議長は、傍聴人がこの告示に違反すると認めるときは、これを制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴人に退場を命じることができる。

2 議長は、傍聴人が前項の規定による命令に従わないときは、当該事実を記録するとともに、警察に通報する等適切な措置を講ずるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、審議会等の長が審議会等に諮って定めるものとする。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。